

# 一般社団法人日本活断層学会『活断層研究』編集要領

2020年4月18日改定

## (原稿受付～編集担当の選定)

1. 学会事務局は、原稿を受け付けた日付を記録し、著者に連絡するとともに、原稿を編集委員長および副委員長に転送する。
2. 編集委員長は、原稿が投稿規程・執筆要領に著しく違反している場合、著者に体裁を整えるよう勧告し、査読を行う前に原稿を返却することができる。
3. 編集委員長は、編集委員に原稿の編集担当を依頼する。ただし、最終的な審査は編集委員会の責任において行うものとする。

## (査読者の選定～原稿の修正依頼)

4. 編集委員は、下記人数の会員または非会員からなる査読者を選定し、基本的に1か月程度での査読を依頼する。また、著者に原稿が編集委員会の審査に入ったことを、編集委員長に選定した査読者をそれぞれ連絡する。

論説・総説：2名

短報・資料・討論・フォーラム・口絵・書評・ニュース・活断層情報・訂正：1ないし2名

2名の査読者の見解が著しく異なる場合および1名以上の査読者より却下と判定された原稿については別の査読者に査読を依頼することができる。

5. 編集委員は、原則として投稿されてから2か月以内に著者に査読結果を伝える。査読者や編集委員の都合により、査読結果の送付がこれより半月以上遅れる見込みの場合には、その旨を著者と編集委員長に連絡する。
6. 編集委員は、査読者の助言に基づいて、原稿の内容および表現の変更を著者に勧告することができる。また、そのほかの字句の修正、英文の改善、および不備な図表や写真の修正を著者に求めることができる。
7. 編集委員は、編集委員長と協議の上、原稿種別の変更を著者に勧告することができる。
8. 編集委員は、原稿において執筆要領に違反する部分の修正や、内容の変更とはならない範囲での表現の軽微な修正を、著者の承諾なしに行うことができる。
9. 編集委員長は、編集中の全ての論文の状況を管理し、投稿されてから2か月以上、編集担当からの連絡がない場合には状況を確認する。また、適宜事務局に編集の進行状況を伝える。
10. 編集委員長は、編集委員会が倫理規程や査読意見に基づいて掲載不適当と判断した原稿については、その理由を明らかにした文書を著者に送付し、論文を受理しない。
11. 査読結果が著者に返されてから3か月以内に改訂原稿が送られて来ない場合には、編

集委員長はその原稿は取り下げられたものと判断する。

(受理～校正)

12. 編集委員が原稿の採用を決定した日を受理日とする。編集委員は、著者に受理日を伝えるとともに、最終原稿の編集委員長への提出を求める。
13. 編集委員長は編集委員から連絡された受理日を記録するとともに事務局に連絡する。また、原稿が不採用の際も著者および事務局に連絡する。
14. 編集委員は著者と共に著者校正稿の確認を行う。
15. 編集委員長・副委員長と事務局で印刷前のゲラ刷りの確認を行う。

(その他)

16. 編集委員が関わる論文は、その委員以外で編集作業を行う。
17. 副委員長は、編集委員長が関わる論文の場合と、編集委員長が長期にわたって不在等で編集作業に遅滞が生じる恐れがある場合に、編集委員長に代わって職務を履行する。
18. 編集委員長は、編集委員会の決定に基づき、論説その他の原稿を依頼することができる。
19. 編集委員会は、特集号を企画し、編集長を指名することができる。

附則

- 1 この要領は 2020 年 4 月 18 日から実施する。